

資 料

(減価償却制度)

目 次

・ 税と設備投資	1
・ 研究開発税制等の概要	2
・ 減価償却制度の意義及び概要	3
・ 減価償却の方法	4
・ 主要国の減価償却方法の概要（未定稿）	5
・ 耐用年数 10 年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較	6
・ 「減価償却資産の使用実態調査」の集計状況	7

税と設備投資

- ・ 税率
- ・ 減価償却制度
- ・ 税額控除（タックスクレジット）
- ・ 他

平成 15 年度税制改正において、大規模な I T 投資促進税制、研究開発税制を実施

I T 投資促進税制

(減収額：5,240 億円)

企業の I T 投資による生産性の向上及び I T 関連製品への短期的な需要創出等のための措置として I T 投資促進税制を導入。

(1)対象設備：電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア

(2)措置内容：50%の特別償却又は 10%の税額控除
(平成15年1月1日から平成18年3月31日までの~~時間~~措置)

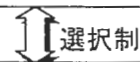


研究開発税制

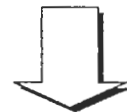
(減収額：6,490 億円)

企業の研究開発を促進するため、試験研究費総額の 8～10%を税額控除する制度を恒久措置として創設。(3年間は 2%を上乗せして 10%～12%)

試験研究費(増加額) × 15%



試験研究費(総額) × (8～10) %



平成 18 年度税制改正において、I T 投資促進税制を廃止し、情報基盤強化税制を導入。研究開発税制は継続

情報基盤強化税制

(減収額：1,000 億円)

I T 技術の高度化や情報化・国際化が進展する中で、より長期的な生産性の向上を図るため、情報基盤強化税制を導入。

(1)対象設備：サーバー用の OS、データベース管理ソフトウェア、ファイアーウォール

(2)措置内容：50%の特別償却又は 10%の税額控除
(平成18年4月1日から平成20年3月31日までの~~時間~~措置)

研究開発税制

(減収額：5,970 億円)

増加型と総額型の税額控除制度を統合。
(2%の上乗せ措置は廃止)

試験研究費(増加額) × (13～15) % (注)

＋ 統合

試験研究費(総額) × (8～10) %

(注) 増加額について2年間5%上乗せ。

減価償却制度の意義及び概要

[意義]

期間損益を適正に計算するために、固定資産の取得価額を使用期間に応じて費用配分する。

[制度の概要]

減価償却費として損金経理した金額のうち、法人が選定した償却方法により、法定耐用年数に応じて計算した償却限度額に達するまでの金額は、損金の額に算入する。

(1) 減価償却の方法

① 有形減価償却資産

- ・ 建物 定額法
- ・ 建物以外 原則として定額法又は定率法

② 無形固定資産（鉱業権及び営業権を除く） 定額法

③ その他（鉱業権…定額法又は生産高比例法、営業権…均等償却、生物…定額法、国外リース資産…リース期間定額法）

（備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度、陳腐化償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。

(2) 毎期の償却限度額の計算

- ① 定額法 $(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{定額法の償却率}$ （注）有形減価償却資産の残存価額は、取得価額の10%相当額
- ② 定率法 $(\text{取得価額} - \text{償却累計額}) \times \text{定率法の償却率}$
- ③ その他

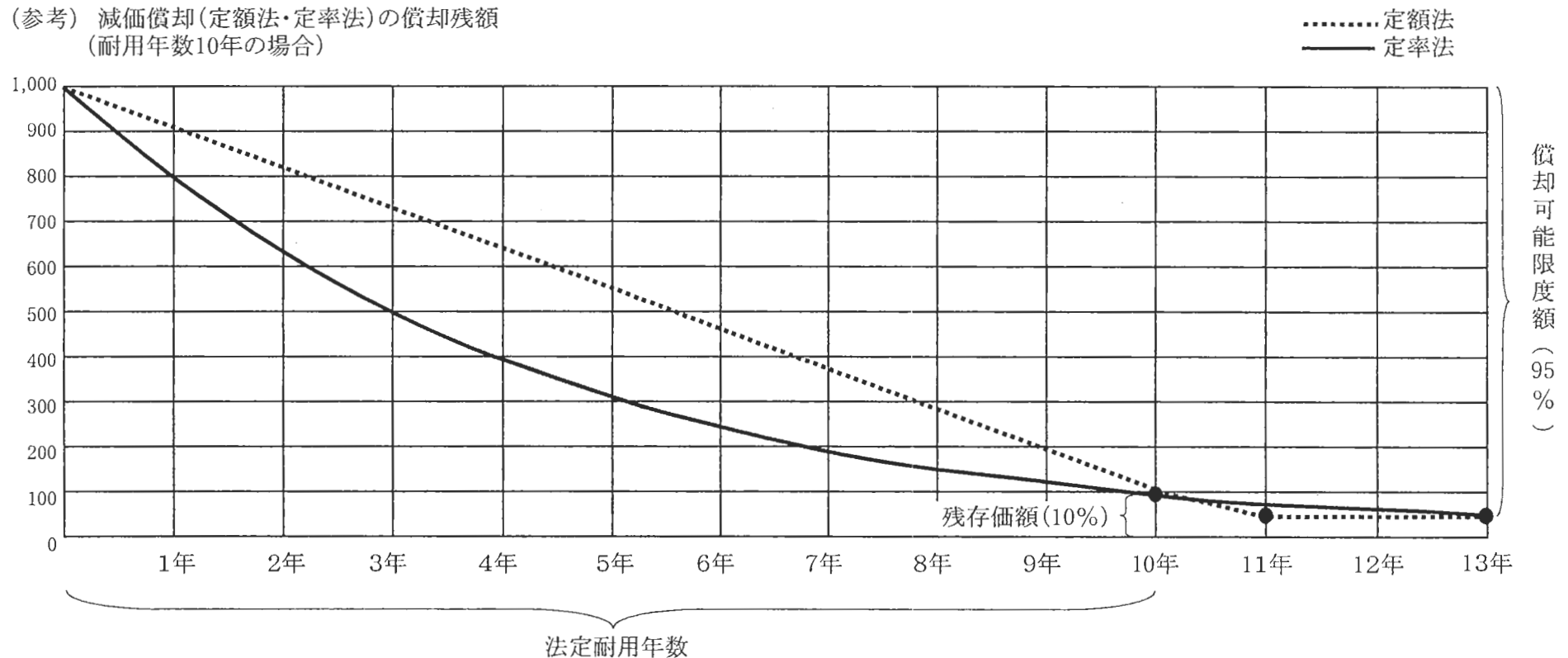
(3) 償却可能限度額

原則として有形減価償却資産の場合には取得価額の95%まで償却することができる。

減価償却の方法

- ① 定額法…………… その取得価額から残存価額(原則として取得価額の10%)を控除した金額に、その償却費が毎年均等になるように、その耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額とする方法。
- ② 定率法…………… その取得価額(次回以降はその取得価額から既に行った償却費の累計額を控除した金額)に、その償却費が毎年一定の割合で逓減するように、その耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額とする方法。

(参考) 減価償却(定額法・定率法)の償却残額
(耐用年数10年の場合)



主要国の減価償却方法の概要

(2006 年 1 月現在)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
償却方法	建 物	定額法	定額法	定額法 〔事務所、店舗等〕 は償却不可	定額法	定額法	定額法
	機械装置	定額法・定率法 選択	原則 150%定率法 又は 200%定率法 (注2) 但し、定額法の選 択が可能	定率法	定額法・定率法選択 但し、定率法の場 合定額法の償却率の 2 倍又は 20%のどち らか低い方を限度	原則定額法 但し、償却期間が 3 年以上にわたる一定の 機械、設備等について 定率法を選択可能	定額法・定率法 選択
償却期間	建 物 (注1)	21～50 年	27.5 年又は 39 年	定額法(4%)で償却 (償却期間が定められ ているわけではない)	定額法(3%)で償却 (償却期間が定められ ているわけではない)	通常一般に使用され る期間	40 年(注4)
	機械装置	2～25 年	3～20 年	定率法(25%)で償却 (償却期間が定められ ているわけではない)	3～33 年		5 年～20 年(注4)
償却可能限度額		95%	100%	100%	100% (注3)	100%	100%
残存価額		10%	なし	なし	なし	なし	5%(注5)

(注1)建物は鉄筋コンクリート造の場合。

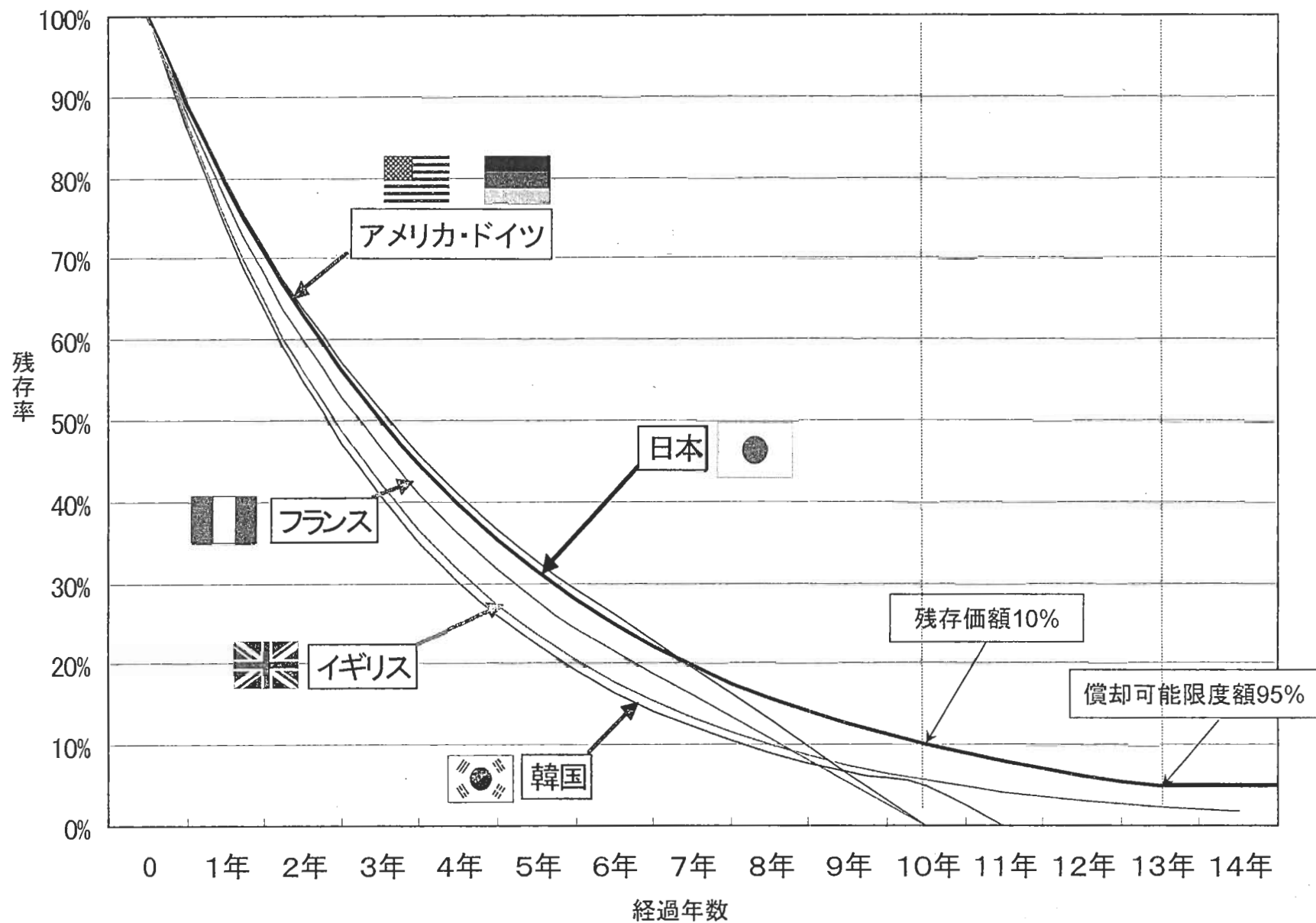
(注2)アメリカの 200%定率法(150%定率法)とは、耐用年数に対応する定額法の償却率の 2 倍(1.5 倍)又は、残存償却期間に対応する定額法の償却率のうちいずれか高い方を適用する制度である。

(注3)ただし、備忘価額 1 ユーロ。

(注4)納税者が、標準耐用年数の上下 25%の範囲内で耐用年数を選択することができる。

(注5)定率法を選択した場合は残存価額を 5%として償却する(当該残存価額は耐用年数経過の翌年に償却できる)。定額法の場合は残存価額はない。

耐用年数10年の資産を定率法で減価償却した場合の国際比較



I. 調査概要

- 本年9月から10月にかけて、財務省、警察庁、金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の9省庁により、共同で調査を実施(承認統計)。
- 調査対象は、(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、その他団体の会員企業から選定(3,163社・217団体)。

II. 集計状況

- ① 回答企業数 → 1,211社
(うち、2001 - 2005年の5事業年度の間に除却した機械・装置を有する企業 637社)
 - ② 2001 - 2005年の5事業年度の間に除却した機械・装置の数 19,248件
 - ③ 機械・装置の区分別の状況
 - 保有状況の回答があった機械・装置の区分は388区分中232区分
 - うち、2001 - 2005年の5事業年度の間に除却のあった機械・装置の区分は196区分
 - 196区分の調査結果を示すと以下のとおり。
 - 平均使用年数<法定耐用年数(短い) 47区分(24%)
 - 平均使用年数>法定耐用年数(長い) 149区分(76%)
 - ④ 平均使用年数 → 13.13年 (平均法定耐用年数 12.16年)
- (※)本調査における平均使用年数は、2001 - 2005年の5事業年度の間に除却した機械・装置の平均であり、現在稼働中の資産や資本的支出の実態等の要素が勘案されていないことに留意する必要がある。